注1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、大阪労働局の関係事業主を代表する者中井正郎の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第2項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格がある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年7月7日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、大阪労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書2部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成23年7月21日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　大阪労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

注1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、滋賀労働局の関係事業主を代表する者村上基房の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年7月7日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、滋賀労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成23年7月19日
4　推薦書及び添付書類提出先　滋賀労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国土調査の成果の認証の公告

国土地理院が行った国土調査の結果作成された次の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十三年六月二十七日付をもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十三年七月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

都道府県名	基準点測量成果簿の名称	基準点網図の名称	実施地域
鳥取県	鳥取地区	鳥取南部	鳥取市
	米子地区	米子	米子市
	岩美地区	浜坂	岩美郡岩美町
	智頭地区	地図	八頭郡智頭町
	八頭地区	若桜	八頭郡八頭町
	三朝地区	倉吉、奥津	東伯郡三朝町
	湯梨浜地区	倉吉	東伯郡湯梨浜町
	琴浦地区	大山	東伯郡琴浦町
	日野地区	根雨	日野郡

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月五日（火）

○一般案件

一、南スーダン共和国の承認について（決定）（外務省）

一、平成二十三年度一般会計補正予算（第二号）等について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

工場財団

福岡県朝倉市小田1080番地1**オーケー食品工業株式会社**の工場財団に、朝倉市屋永2245番地1オーケー食品工業株式会社甘木第二工場を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成23年7月7日　　福岡法務局朝倉支局

有権者申出方

元当局所属公証人池田亮一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成23年7月7日　　横浜地方法務局

証票無効

海上保安官の証

第03―3336号　若尾　美秋　名義分

平成21年8月7日　第三管区海上保安本部長貸与

平成23年4月1日　紛失

上記のとおり届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

平成23年7月7日　　海上保安庁